

沖縄県農業研究センターで育成した登録品種・出願中品種の自家増殖等の取り扱いについて

沖縄県農業研究センターで育成した県登録品種・出願中品種については、県内生産者はF1品種等一部の品種を除き、以下の利用条件を遵守することで、自己の栽培に用いるための増殖(自家増殖等)の許諾手続きは不要です。また、各品種の取り扱いについては表のとおりとしますので、ご確認ください。

- ・当該品種の種苗を用いて得た収穫物やツル苗等を種苗として利用する場合は、自己の経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- ・増殖した種苗を用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないように、適切に利用すること。
- ・増殖した種苗のうち、自己の経営において種苗として用いなかった種苗は、遅延なく廃棄すること。
- ・第三者から、増殖した種苗を譲り受けたいなたは譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗譲渡元(種苗を購入した種苗店等)を通じ、沖縄県にその旨を報告すること。
- ・生産性の低下や病害虫の発生減となるリスクが増えないよう、数年ごとの種苗の更新や各地域で指導されている当該品種の栽培方法に基づいた適切な利用を行うこと。

品目	品種名	海外への種苗持ち出し	自家増殖等の取扱				備考	
			県内		県外			
			可否	許諾手続	可否	許諾手続		
サトウキビ	Ni21、NiH25、Ni26、Ni28、Ni29、RK97-14、RK03-3010、RK10-1007、RK10-29	禁止	可	不要	一部可	必要	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的にした増殖が可能 県外で生産する場合は、審議会の了承後に許諾契約を締結し育成者権者が認める範囲で増殖が可能	
パインアップル(青果用)	ゴールドバーレル、ジュリオスター、沖農P17(サンドルチ)、沖農P19	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的にした増殖が可能	
かんきつ	仲本シードレス	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的にした増殖が可能	
ピタヤ	インパクトルビー	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的にした増殖が可能	
ゴーヤー	沖農G7	禁止	可	-	否	-	F1品種の自家増殖は、品種本来の特性が発揮されていないため禁止	
カンショ	沖夢紫、ちゅら恋紅、ちゅらまる、沖育09-8-14、沖育19-1	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的にした増殖が可能	
キク	沖の紅寿、沖のくがに	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的にした増殖が可能	
	首里の加那、首里の令黄、シュリカナサ	禁止*	可	不要	一部可	必要	県内で生産する場合は、許諾契約を締結し育成者権者が認める範囲で増殖が可能 県外は、沖縄県専売期間終了後に育成者権者の示す条件の下、増殖が可能 ※イノチオ精興園株式会社との共同開発品種	
パイナップル(観賞用)	ナツヒメ	禁止	可	不要	否	-	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的にした増殖が可能 ※国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構との共同開発品種	

\* 許諾契約により持ち出しを制限